



# 認可：一人親方等の特別加入団体 神建経協事務組合

## 『一人親方労災保険特別加入制度』とは？

本来、労災保険は『労働者』の業務災害や通勤災害に対する補償を目的とした制度です。そのため、自身が事業主である『一人親方』は保険の対象に含まれません。しかしながら建設業の一人親方は業務形態や災害発生状況が労働者に限りなく近いため、国は一人親方に対しても『特別』に労災保険の加入を認めています。その制度が『一人親方労災特別加入制度』です。

## 『一人親方労災保険特別加入制度』に加入するには？

一人親方労災保険へのご加入は、直接労働局で手続することはできません。なぜなら一人親方労災保険へのご加入は労働局から認可を受けた『一人親方等の特別加入団体』を通じてのみ、ご加入ができます。もちろん当事務組合は、建設業の一人親方等特別加入団体の認可を受けた事務組合です。

一人親方労災保険では、特例として特別加入団体を『事業主』、団体に加入されてる一人親方を『従業員』とみなすことで労災保険の資格を発生させ、そのため、『一人親方の特別加入団体』を通じて、ご加入の手続を行う必要があるのです。

## 労災保険料について

一人親方労災保険の保険料額は、ご加入される方が任意で選択される給付基礎日額に応じて決定されます。建設業の一人親方の労災保険料計算式及び保険料一覧表は下記のとおりです。なお、年度途中のご加入につきましては、月割計算になります。

### 労災保険料計算式

$$\text{給付基礎日額} \times 365 \text{日} \times \text{労災保険料率} (19 / 1000) = \text{年間保険料}$$

給付基礎日額	年間保険料	給付基礎日額	年間保険料	給付基礎日額	年間保険料
20,000 円	138,700 円	10,000 円	69,350 円	5,000 円	34,675 円
18,000 円	124,830 円	9,000 円	62,415 円	4,000 円	27,740 円
16,000 円	110,960 円	8,000 円	55,480 円	3,500 円	24,263 円
14,000 円	97,090 円	7,000 円	48,545 円		
12,000 円	83,220 円	6,000 円	41,610 円		

給付基礎日額とは・・・特別加入申請を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請いただき、都道府県労働基準監督署長が承認した額が給付基礎日額となります。3,500 円や 4,000 円の給付基礎日額をご希望されると、労働局より承認を得ることができない場合や所得の確認できる書類の提出を求められる場合があります。

また、年度更新時に限り、給付基礎日額を変更することができます。

### その他手数料等について

入会金	入会金	4,000 円 (初年度のみ)	組合費	月額 1,000 円	委託手数料	月額 1,000 円
-----	-----	-----------------	-----	------------	-------	------------